

公共事業評価の基本的考え方（案）

平成14年 1月15日

公共事業評価システム研究会

- 目 次 -

序 文	1
1 . 目 的	1
2 . 公 共 事 業 評 価 の 意 義 と 基 本 姿 勢	2
2.1 公 共 事 業 評 価 の 意 義	2
2.2 公 共 事 業 評 価 に 携 わ る 者 の 基 本 姿 勢	2
3 . 公 共 事 業 評 価 に あ た っ て の 基 本 事 項	3
3.1 公 共 事 業 評 価 の 基 本	3
3.2 公 共 事 業 評 価 の 客 観 性 ・ 透 明 性 の 向 上	3
3.3 公 共 事 業 評 価 の 効 率 性 の 確 保	3
4 . 公 共 事 業 評 価 の 実 施	4
4.1 評 価 の 対 象	4
4.2 総 合 的 な 評 価	5
4.3 評 価 に あ た っ て の 留 意 点	7
5 . 評 価 結 果 の 活 用	8

序 文

現下の我が国の厳しい経済財政状況にあつて、日本経済の再生に向けた構造改革の取組みが各分野で進められており、公共事業についても、その改革に積極的に取り組んでいる。

一方、国民本位の効率的で質の高い行政の実現、国民に対する行政のアカウントビリティ（説明責任）を果たすこと等を目的として、中央省庁等改革を契機に政策評価制度が導入され、平成 14 年度からは、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）に基づき政策評価を行うこととなっている。

公共事業については、その効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図るため、政策評価制度の導入に先んじて、公共事業評価に取り組んできたが、公共事業については、国民から依然として厳しい目が向けられており、公共事業実施に関わる者として、これを真摯に受け止め、公共事業評価のさらなる改善を図る必要がある。

そこで、現在の科学的知見をもってしても解決できない多くの課題が残っていることを認識した上で、これら課題に対して可能な限り一定の方向付けを行い、公共事業評価の基本的考え方をここに示す。

1. 目 的

本基本的考え方は、公共事業評価にあつての基本等、すべての公共事業評価において尊重すべき事項を示すとともに、その評価が厳格なものとなるよう公共事業評価に携わる者の基本姿勢を示し、真に必要な公共事業のより効率的な実施と透明性の一層の向上に資するものとする。

2. 公共事業評価の意義と基本姿勢

2.1 公共事業評価の意義

公共事業は、社会資本整備を通じ、「自立した個人の生き生きとした暮らしの実現」、「活力ある経済社会の維持・発展」、「安全の確保」、「美しく良好な環境の保全と創造」、「多様性ある地域の形成」に大きな役割を果たすことを期待されている。

公共事業評価の目的は、これら公共事業の果たす役割を常に念頭において公共事業実施の意思決定を行うための重要かつ客観的な材料を提供することである。

また、事業実施の意思決定プロセスにおける透明性を向上し、国民へのアカウンタビリティを果たすとともに、予算等の限られた資源の効果的な執行を図るものである。

さらに、このような取り組みを通じて、真に必要な公共事業のより効率的な実施を目指していくという公共事業の実施に携わる者の意識を明確にするものである。

2.2 公共事業評価に携わる者の基本姿勢

公共事業評価に携わる者は、評価に際し、次のことを常に心がけなければならない。

- (1) 組織にとらわれることなく、真に国民の立場に立って高い理想と厳しい姿勢を持つこと。
- (2) 評価に用いた手法及びデータ並びに評価結果は積極的に公表しアカウンタビリティの向上に資するとともに、種々の批判に対して真摯に応えること。
- (3) 公共事業評価は、現世代の価値観に基づき、現在の科学的知見を駆使して行うものであるが、将来世代の価値観を反映したものではないこと、科学的知見には限界があることを認識し、評価手法の精度や信頼性に留意すること。
- (4) 評価に必要な知識、技術の蓄積と向上を図るとともに、国民とのコミュニケーションを通じ、その改善に向けた不断の努力を行うこと。

3. 公共事業評価にあたっての基本事項

3.1 公共事業評価の基本

公共事業評価は、事業実施者が事業の実施に係る意思決定に際して、自ら厳格に行い、国民に対するアカウンタビリティを果たすことが基本である。

事業の実施に係る意思決定については、個別事業の実施の是非や各事業の優先性などの判断があり、公共事業評価は、それに資する材料を提供する。そのためには、公共事業評価の客観性、透明性のさらなる向上を図る必要がある。

3.2 公共事業評価の客観性・透明性の向上

公共事業評価は、公共事業の果たす役割を踏まえ、公共事業による様々な効果・影響について体系的に整理し、科学的知見を最大限に活用し、論理的・客観的に実施する。

また、評価に用いた手法を公表し、評価結果が得られる過程を明示するとともに、第三者による評価内容のチェックが可能となるよう、評価に用いた資料・データを公開する。

3.3 公共事業評価の効率性の確保

公共事業評価の意義に鑑みて、公共事業評価自体についても効率的な評価を実施するよう留意する。そのため、把握しようとする効果・影響が、評価結果へ与える影響が大きく、高い信頼性が求められる場合については、十分な時間と費用を投じる必要があるが、評価結果への影響が小さいことが明らかな場合については、簡素に実施できる範囲の評価を行う。

4. 公共事業評価の実施

4.1 評価の対象

(1) 事業範囲

評価対象の事業範囲は、原則として意思決定を行う単位とする。ただし、複数の事業により、一体的に機能が発揮される事業の場合等は、事業範囲を合理的に設定する。

(2) 実施時期

評価の実施時期は、事業の実施に係る意思決定の段階を原則とする。代表的な実施時期は、事業の実施前の予算化等の段階（事前評価）、実施中の事業の継続又は中止を決定する段階（再評価）とする。

さらに、事業完了後一定期間を経過した段階（事後評価）においても実施する。

(3) 実施内容

1) 事前評価

事前評価においては、施設整備等のハード面だけでなく、それ以外のソフト面を含めて可能な限り複数案を検討し、評価を実施する。但し、対象事業の上位の事業計画において代替案比較を行っている場合には、その成果をあてる等、効率的な評価の実施に留意する。

2) 再評価

再評価においては、事業を巡る社会経済情勢の変化、事業の投資効果やその変化、事業の進捗見込み、代替案立案の可能性を視点として評価を実施する。

評価にあたっては、事業を見直して継続する場合や中止する場合の既設構造物等の取扱いを明確にするとともに、既投資額や中止に伴う追加コストに留意する。

3) 事後評価

事後評価においては、事業完了後の事業の効果・影響を確認し、当初事業計画、事前評価と実際の状況との比較を行い、計画・評価手法等に関する新たな知見を得る。事後評価の結果が当初見込みと違う場合は、その要因分析を実施し、今後の公共事業評価に反映させるとともに、必要に応じて評価手法の見直し等の対応を行う。

(4) 対象期間

公共事業には、計画から供用までに要する期間が長い、供用後の耐用年数が長いという特性があるため、評価の対象期間を適切に設定する。

また、費用便益分析等の実施に当たっては、評価の基準時点を適切に設定し、投資の有効性を比較検討できるよう社会的割引率を用いて評価時点の価値に換算する。

4.2 総合的な評価

これまで、公共事業評価は、事業特性に応じて、事業の効率性の判断を与える費用便益分析等を活用し実施してきたが、経済効率性だけでは公共事業が及ぼす多くの分野への影響を十分には表現できない。このため、費用便益分析による経済効率性に加え、公共事業による効果・影響を体系的に整理し、事業を取りまく環境を含め総合的に評価することが重要である。評価項目の体系を図 - 1 に示す。

公共事業による効果・影響は、事業の主たる目的によって、国レベル・地域レベルの課題への対応によって異なることから、評価項目の体系を踏まえ、事業の特性に応じて評価項目と評価指標を適切に設定し総合的な評価を行う。

このような総合的な評価の実施例を積み重ね、さらなる手法の改善を図っていく。